

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年2月22日（水）16:05～16:35
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

榊原 友二 神奈川県県民局次世代育成課長

田村 暢 神奈川県県民局次世代育成課長代理

<関係省庁>

楠目 聖 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画官

川島 均 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

桝井 千裕 厚生労働省雇用均等・児童家庭医局保育課係長

<事務局>

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 多様な主体による地域限定保育士試験の実施について
- 3 閉会

○事務局 お待たせしました。

今日は、神奈川県、厚生労働省にお越しいただいております。

多様な主体による地域限定保育士試験の実施について、こちらは、昨日まさに開催されました特区の諮問会議においても特区法改正案に盛り込む事項ということで取りまとめにも記載をさせていただいておりますし、また、その厚労省も条文作業ということでずっと進めていただいているところでございますけれども、厚労省のほうから神奈川県のほうに御質問いただいていた内容について、今回、回答ということでいただいておりますので、まず、神奈川県からそれについての御回答、御説明をいただくとともに、あと、厚労省からも資料を提出いただいておりますので、その点について御説明いただいて、議論という

ことで進めさせていただければと考えております。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、今、話がありましたように、厚労省からの照会に対する神奈川県の回答について、まず、御説明をお願いいたします。

○榊原課長 神奈川県次世代育成課長の榊原でございます。よろしく願いいたします。

厚労省から照会をいただきました2項目につきまして、本県の考え方でございますけれども、まず、1項目目の委託が可能と考えられる具体的な法人の有無についてでございます。

これにつきましては、先般1月18日のワーキングで厚労省からお話ございました、公正、適正な試験実施の確保のための条件設定、4項目を承知してございますけれども、その基本的な指定の基準を踏まえて、具体的には体制や会計の透明性、事業計画や収支予算、さらには受託経験といったものを条件設定をした公募型のプロポーザルに基づいて指定法人を選んでまいりたいと考えてございます。そういう意味では、公募型のプロポーザル方式によって厳正に基準を設定することで、厚労省のほうでお示しいただいた試験に関する公平性や公正性は保たれるものと考えてございます。

具体的な法人ということでは、公募でございまして、これから法律改正後に具体的に組み込むこととなりますけれども、そういう意味では、これまで我々が今回の取り組みで調整してきた中で、試験の受託実施の経験がある法人等々の中では、そういった基準を満たすような法人から公募に応募いただけるものと考えてございます。

次のスケジュールにも関係いたしますけれども、さらに具体的に、我々は29年度の試験については全国試験の間の8月に試験を実施したいと考えてございまして、その時期がさまざまな資格試験のはざまに当たるということも聞いてございまして、そういう意味では、多くの法人からそういった応募に参加いただけるものと考えてございます。

次に、2点目の現実的なスケジュールという照会事項につきましては、神奈川県としては、来年度実施をさせていただきたいと考えている試験については、もともとの目標が当然のことながら保育士確保のための試験の取り組みでございまして、再来年度の平成30年の4月には資格を取得した上で県内の保育士として働いていただくことが大前提の条件になるかと考えてございます。

さらに、28年度から全国試験が2回行われ、4月と10月に全国試験が実施されることは、既に計画として決まっていると承知してございますので、その全国試験との間で、合格者、一部科目合格に係る引き継ぎ考えますと、どうしてもその試験の実施の時期は8月にならざるを得ないと考えてございます。それを前提にスケジュールを具体的に考えてみますと、8月の筆記試験を実施するためには、特に試験問題の作成については、できる限りその水準等々も担保するためにも早くから着手しなければいけないと考えてございまして、法改正が4月前になれば大変ありがたい話ではございますが、なかなか困難な部分もあろうか

と考えてございますので、法律上、指定については一部指定も認められてございますので、まずは試験問題の作成業務について、先行して県みずからが試験問題の作成事務に着手をしながら、法改正後に指定が可能な業務については、それ以降、一部指定という形でもってその業務指定をしてまいりたいと考えてございます。

そういう意味でいうと、8月の筆記試験実施の時期はどうしてもずらすことができないと考えてございますので、仮に8月に間に合わない時期で法改正になった場合については、なかなか困難な部分がございます。

仮にそうなった場合につきましては、指定については、神奈川県としては平成30年度も同様の試験を実施してまいりたいと考えてございますので、30年度に全部の事務を指定させていただいて、県独自の保育士試験を実施してまいりたい。具体的なスケジュールとしては、そういう意味では、できるだけ早くその指定が可能になるようお願いしたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

ただいまのお話は、3月中に法律が通れば、全部指定ということを考える。その時期を逸した場合には、問題は県でつくる。そして、そのほかを一部指定としてやる。しかし、8月にやるということは譲れないので、県が問題をつくるにしても、もし8月では無理だという事態になったらことは諦めて、来年は最初から全部指定でやるという3段階の話ですね。もし間違っていれば直してください。

それでは、厚労省から資料も提出されているということですので、今の御回答に対する御意見についても伺いたいと思います。

○楠目企画官 それでは、まず、厚労省提出資料を御説明させていただきたいと思います。

右肩に「厚労省提出」と書いてある横長の資料でございます。

「神奈川県からの国家戦略特区要望についての対応方針（案）」という資料でございます。そちらの資料でございますが、神奈川県から提案のありました地域限定保育士試験の指定試験機関として多様な法人を活用可能とすることにつきましては、本国会に改正法案を提出することとさせていただきたいと考えております。

その際、公正、適正、かつ確実な試験実施のため、幾つかの条件を設けることが必要かと考えておまして、最低限の条件を課すこととさせていただきたいと考えております。

こちらは①と②と記載してございますが、①は、指定試験機関の条件につきまして、神奈川県からの御回答にもそういった条件を御言及いただいたところでございますけれども、先日のワーキンググループで保育課長から回答したとおり、中立性、公正性の観点から、こちらの①のような条件については、下位の法令において明確に規定することとさせていただきたいと考えております。

②につきましては、①に加えまして、今回の提案につきまして、関係の議員の先生方などからも御説明に回った際に、試験問題の低下等をかなり御心配いただく意見もあったと

ころでございますので、②のとおり、試験委員の選任に当たっては、その人数を十分に確保いただくことでありますとか、神奈川県でもよく確認していただきたいということが担保されるような、具体的にはその要綱ですとか施行通知のレベルになるかと思うのですが、そのような仕組みとしていただきたいと考えているところでございます。

最後の項目でございますけれども、保育士の人材確保に関しましては、その試験の回数をふやすことだけではなく、就業継続の支援、再就職の支援といった総合的な取り組みを実施いただくことが大変重要でございますので、そうしたことも含めて、保育士確保の取り組みにつきまして、総合的かつ定量的な評価を行っていただいて、その結果を公表していただくような仕組みについても、確保していただければと考えているところでございます。

厚労省の案としては、以上でございます。

神奈川県のお返答については、日程のところとかはまだこれから詰めていかなければいけないところはあると思いますので、そこはよく連携を図りながらうまく協議していければと考えております。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、神奈川県、今のお返答に対して何かありますか。

○榎原課長 ありがとうございます。

今の対応方針につきまして、1つ目の○、2つ目の○、特に1つ目について株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能としていただけるということでございますので、神奈川としては大変ありがたいと思っております。

2つ目の○につきましても、基本的に先ほど御回答申し上げましたとおり、基本的に国家資格の試験ということは十分認識してございますので、そういう意味では、今、ここに記載のそういった条件は、まず、①については先ほど申し上げた公募式のプロポーザルの選定条件の中で十分条件設定をしつつ実施することが可能かと考えてございます。

また、②につきましても、先ほど申し上げましたとおり、全国試験との関係性を含めて、過去に行われていた各都道府県での試験委員では、神奈川県を例に申し上げますと、試験委員1名でやっていたという、昔の実施ではそういう体制でございましたが、当然、現状の試験の実施状況を踏まえますと、1科目についての複数の試験委員の選定を初めとして、今の、保養協の実施状況を十分に踏まえたものにする必要があるというのは、県が単独で試験問題を作成する上でも十分認識してございますので、現在でも認可してございますので、その辺については、試験の実施主体として適正に関与する必要があると考えてございますので、こういう形で整理をしたいと思っております。

また、3つ目の○につきましても、特区提案をさせていただきましたので、具体的な評価の内容はまた別として、その取組結果について検討して明らかにするというのとは一定程度必要かと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

離職者の再就職支援などというのは、例えば、大阪などでは、ある意味で非正規の給料をかなり上げて、そのかわり、正規の人の上がり方をちょっと押さえたという工夫をしたみたいですけども、そういう仕組みはぜひとも必要です。

八代先生。

○八代委員 厚労省提出資料の最後の○の意味なのですが、総合的かつ定量的な評価ということですけども、これは今回の神奈川県がやられる3回目の試験で受かった人と、従来の2回の試験で受かった人を比較するという趣旨なのですか。

○楠目企画官 今回の県の御提案は、3回目の試験を行って、当然、その分合格者が増えてくるというものだと思うのですが、これまでも神奈川県では保育士・保育所支援センターによるマッチングの事業ですとか、さまざまな事業を総合的に展開していただいておりますので、そういった中でこの3回目の試験を実施することによって、全体としてどのように効果があったか。まさに国家戦略特区としてやっていただくわけですので、そういったことをぜひ検証していただいて、それを今後どのようにつなげていけるかということ、検討していただくことをお願いしたいということも含めての御提案でございます。

○八田座長 そういうことなのですか。私は一般的に、こういう試験をするということ自身が保育士をふやすという努力なのだから、ほかの面でもふやしてちょうだいということかと思っていたのです。特に3番目の試験の人たちの結果がどうだったかということ、定量的に評価しろと書いてあるわけではないのではないかと考えていたのだけれども、それが意図なのですか。

○楠目企画官 今の保育試験の性格上、1回で全部受かる人はなかなかなくて、2回、3回受けて大体合格するということが多くありますので、そういったこと等の観点でも、検証ですとか、多分、八田先生がおっしゃっていただいたこととそんなにずれてはいないと考えております。基本的には特区でやっていただいたことの成果をきちんと評価してほしいということでございます。これまでの、3回目をやればそれでいいという形のメッセージとしてとられたくないというところでございます。

○八田座長 そういうことですね。

○八代委員 だから、1つはどれだけ本当にこれで保育士がふえるのかということ。

○楠目企画官 それはもちろん大前提として、おっしゃるとおりだと思います。

○八代委員 基本的に、ふえなかったら意味がないわけですからね。

○八田座長 その定量的な評価はぜひやっていただきたい。絶対にうまくいきましたと言えるのではないですか。

言えるのではないですか。

○八代委員 ただ、本当は量だけではなくて質の問題もあって、保育士資格というときは、これは試験で受かった人だけではなくて、当然普通に学校を出た人も含むわけですね。だから、そういうものも含めて、2回か3回かだけではなくて、保育士全体の質の評価もできるようなものにつながると、非常にいいかと思えます。そういうのはどう考えておられ

るのですか。この問題から外れるかと思いますが。

○楠目企画官 まさにおっしゃっていただいた通りでございます、今は数が絶対的に足りていないという状況がありまして、本当は数が一定程度いけば、採用の際にスクリーニングにかけるということができるわけなのです。そのため、まず、第1段階としては、今、この数の部分というのが大事だと思っております、さらにその先に先生に御指摘いただいたような課題は当然あると思っております。

あと、先ほど申し忘れたのですけれども、今年度から、養成施設、大学等の課程の認定とかの権限も県のほうにおろしたりしていることもございますので、試験だけではなくて、そういう養成課程とかとの関係も含めて総合的に人材育成を見ていただくというのは、先ほども申し上げましたが、そういったこともございます。

○八代委員 だから、将来的には、本当は医師の国家試験みたいに、大学を出ていてもこの試験を通らないとだめだと。というか、大学を出ていれば、ちゃんとなっているのだから、本来は通れるはずなのですね。

○八田座長 大学は予備校であると。

○八代委員 予備校というか、もっと幅広い知識を提供するというので、それは必要なことですね。

○八田座長 それから、もっと専門的な資格とかね。そういう専門的な資格はどうしても要りますね。

○八代委員 だから、逆に言えば、ロースクールみたいなイメージになればいいのだと思うのですけれども、なかなか遠い話だと思います。

○楠目企画官 それは別の養成課程検討会でもその指摘はいただいたところでございます。

○川島課長補佐 今、企画官からありました検討会があって、そこの課題としても、養成校の後に国家資格を導入すべきではないかというのは、長期的な課題として認識しています。

○楠目企画官 そこは大事な課題として受けとめています。まず、今回の提案はそういうことで。

○八代委員 もちろんその第一歩ということですね。

○八田座長 これも美容師でも保育士でもそうだけれども、2年間ばっちり時間をかけてほかのことをしないで勉強して、実際にやってみたら私には向いていなかったと。それでやめる人がやたらに多いというわけですね。

だから、こういう国家試験か何かでも、とにかく働き始めて、そこでこれは私のキャリアになると思ったら学校に行くぐらいのほうが、本当ならいいのじゃないかな。とにかく、養成校がもうかるような仕組みになっているから。

○事務局 ちなみに、ちょっと確認させていただいていいですか。厚労省に確認させていただきたいのですけれども、いただいている資料の1つ目の○は、児童福祉法の特例ということで、法律に盛り込む事項だと思うのですが、2つ目、3つ目というのは、今は政省

令のどこにどういうふうに記載というイメージはございますか。

○楠目企画官 2つ目の項の①については、具体的には児童福祉法の施行令に、今の全国の試験についてもこのような規定がありますので、そこを少し追加するような形を想定しています。

その下の②と一番最後の項については、まさに今回の特区の仕組みですので、詳しくはあれなのですけれども、特区の要綱とか施行通知とかがあると思うのですが、そういった中で担保していただければということです。

○事務局 わかりました。

○八代委員 言うまでもないことですから、保養協と完全なイコールフットィングということで、今、追加とかおっしゃったのですが、それは同じレベルでということですね。

○楠目企画官 それはもちろんそうです。

○八代委員 よろしく願いいたします。

○事務局 あと、神奈川県からいただいている資料の2番のところに、法施行の時期を書きいただいていると思うのですが、一応御参考までに、先生方も含めてお伝えさせていただくと、去年は法律の閣議決定が3月11日だったのです。国会での審議を経て、成立が5月27日でした。今回の3月上旬の特区法の閣議決定を目指しておるところなのですけれども、そうであるとすれば、3月中に国会の審議を全て終えるというのは、御存じの上で書いていただいているのだとは思いますが、なかなか厳しいものがあるのかなという状況であることは、念のため、この場で申し添えさせていただきます。

○八田座長 だから、初年度は県でおつくりになることを考えていらっしゃるかと。

わかりました。

ほかに何かございませんか。

それでは、どうも本当にお忙しいところをありがとうございました。よろしく願いいたします。